

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)  
 平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)  
 平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)  
 平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)  
 第1事件原告 宮内正厳  
 第2事件原告 溝川悠介外44名  
 第3事件原告 北野重一外57名  
 第4事件原告 高桑次郎外21名  
 被告 日本放送協会

## 証 拠 説 明 書 (11)

平成30年11月26日

奈良地方裁判所 民事部 1B係 御中

原告 訴訟代理人  
 弁護士 佐藤 真理



号証	標目	原本 写し	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲95	最高裁判所 平成30.7.17判決	写し		最高裁判所	NHKの受信料債権には民法168条前段の規定は適用されないと判示していること等
甲96	大阪地方裁判所 平成21.3.31判決	写し		判例 タイムズ No.1309 112頁	政治的に公平を欠く番組、事実を歪曲した報道又は意見が対立している問題について特定の角度からのみ論点を取り上げた番組が放送されるなど、放送法4条に違反する内容の番組が放送されたような場合には、国政に関する国民の自由な意思の形成が妨げられ、その結果として議会制民主主義の根幹を成す選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被ると判示している裁判例
甲97	「アクセス権」 抜粋	写し		堀部政男	放送法における番組準則の規定は、アメリカの公平原則を継受したものと解され、反論権の根拠として意味をもつとともに、特定の放送に対する反論ばかりでなく、放送全体から判断して公平のバランスが欠如していると考えられる場合に、これまで放送されたものとは異なる意見を放送させようという形でアクセスを要求する根拠ともなりうること等

甲98	「放送制度—その 現状と展望—1」 抜粋	写し	1976/11/ 10	伊藤正己 編	塩野宏東大名譽教授が、放送法 4条1項各号のような番組準則が 最低基準として、自分の利益を侵 害するという事になれば裁判所 に対して、手続き的な権利を抜き にして主張できるということも可能 だとの旨の見解を述べていること 等
甲99	最高裁判所 平成26.1.28判決	写し		行政判例 百選Ⅱ 354～355頁	取消訴訟の適法性確保機能を重 視し、それに依拠した原告適格を 導き出しうる可能性を示した最高 裁判例
甲100	「訴えの利益」 抜粋	写し		原田尚彦	原田尚彦東大名譽教授は、処分 の性質に鑑みて、当該処分を争 うにつきもっとも適した利益状態 にある者から訴えが提起されてい るときには、できるだけこれに訴 えの利益を承認して、その訴えを 受理すべきと述べていること等